

正棋会会則 (令和8年1月1日付)

第1条 (名称)

本会は「正棋会」(せいきかい)と称する。

第2条 (目的)

本会は将棋対局、及び本会の企画する行事を通じて会員相互の親睦と棋力の向上を図ることを目的とする。

第3条 (構成)

本会は本会の目的に賛同する将棋愛好者の同志によって構成される。

第4条 (活動場所)

本会は活動場所を原則として以下の場所に置く。

拠点：東淀川区民会館

住所：〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路 1-4-53 (東淀川複合ビルの4階) 電話：06-6379-0700

第5条 (運営)

本会は会員中より選出した役員によって運営されるものとする。役員の選出は役員会にて決定され、必要に応じて役員により見直されるものとする。尚、役員は重任または再選を妨げない。役員は原則として下記のとおりとする。役員は本会の運営、連絡に努めるが、役割分担等詳細は役員間で協議して決定するものとする。

会長は1名、副会長以下は若干名とする。

会長、副会長、支部長、会計、理事、相談役

正棋会の運営は役員会の決定事項に従うものとする。

第6条 (役員会)

本会は必要に応じて役員会を開催する。役員会において討議すべき事項は以下の通りとする。

1. 役員の改選 (5年に一度、記念大会前後には必ず議題とす

る)

2. 予算の審議
3. 決算の認定
4. 記念大会等の運営
5. その他必要事項

第7条（会計）

本会は会員より徴収する会費及び寄付金をもって経費に充てるほか、必要ある時は会員より隨時徴収するものとする。
入会金、会費（毎月参加費）は下表の通りとする。

	一般（大学生は入会金無し）	高校生以下、70歳以上、身障者	女性
入会金	1,000円	なし	なし
会費（アマレッ会員、正棋会支部会員いずれか）	2,000円	1,500円	1,000円
会費（アマレッ会員+正棋会支部会員）	1,500円	1,500円	1,000円
会費 (アマレッ非会員、正棋会支部非会員)	2,500円	2,000円	1,000円

上表において、複数の該当項目がある場合は更に500円引きとする。

例：70歳以上+身障者の方は1,500円。

男性の会費下限は1,500円とする。

但し、例会開始に15分以上遅れた人は割引きなしとする。

また、既会員が新入会員を連れてきた場合、その新入会員は入会金無料とする。

尚、納金は如何なる場合といえども返金しないものとする。

本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第8条（行事）

本会は第2条目的達成のための行事として毎月1回例会を行う。
尚、開催日は原則として第一日曜日または土曜日とするが、アマ名人戦地区予選など会員が多数参加する大きな大会と重なる場合は逐次調整するものとする。

尚、例会等各行事のクラス分け、対局方法等は別紙「対局規定」の通りとする。

- 通常例会：A 1、A 2、B 1、B 2 のクラス分けに応じた順位決定戦とし、2、4、5、6、8、9、10、11、12月に行う。
- 王将戦：クラス分けなしの予選、及びトーナメント大会とし、1月、7月に行う。
- レーティング関西ブロック大会：クラス分けなしの予選、及びトーナメント大会とし、原則として2月か3月に行う。関西ブロック大会優勝者はレーティング全国大会に招待される。尚、アマレン大会との関連で必要に応じ、A級、B級大会も運営する。
- 上記をまとめた結果、例会については以下のとおりとする。

月度	例会名称	方式
1月	正棋会王将戦	クラス分けなしの予選、及びトーナメント大会
2月	レーティング関西ブロック大会	クラス分けなしの予選、及びトーナメント大会
3月	通常例会	クラス分けに応じた順位決定戦
4月	通常例会	クラス分けに応じた順位決定戦
5月	通常例会	クラス分けに応じた順位決定戦
6月	通常例会	クラス分けに応じた順位決定戦
7月	正棋会王将戦	クラス分けなしの予選、及びトーナメント大会
8月	通常例会	クラス分けに応じた順位決定戦
9月	通常例会	クラス分けに応じた順位決定戦
10月	通常例会	クラス分けに応じた順位決定戦
11月	通常例会	クラス分けに応じた順位決定戦
12月	通常例会	クラス分けに応じた順位決定戦

- 記念大会：5年に一度記念大会を行う。
- その他：その他、会員の希望等必要に応じて大会企画があれば役員会にて討議の上決定し、開催する。
- 他者主催大会の運営：以下の大会については主催者の要望を受け、正棋会役員によって運営する。
 - (1) 1月～3月：レーティング関西ブロック大会（日本アマチュア将棋連盟主催）
 - (2) 10月又は11月：朝日アマ名人戦大阪府大会及び関西ブロック大会（朝日新聞社主催）

■旅行等：会員の親睦を図るため、「正棋会旅行」を企画する。

第9条（会員規定）

本会の会員資格は入会後に発生する。

なお、レーティング関西ブロック大会以外は原則として入会金なしの参加（フリー参加）を認めない。

第10条（個人情報の取り扱い）

本会の会員として登録された氏名、住所、電話番号等の個人情報については、正棋会関連、及びアマレンへの連絡以外には使用しないものとする。

第11条（表彰）

正棋会常連者が全国大会で優勝、又は正棋会に多大な貢献をしたと役員の過半数が認めた場合には金一封を添えて表彰する。期限は優勝後1年間とする。

（正棋会常連者）正棋会で通算70局以上対局、または表彰対象月の1年前から半数以上、正棋会例会に参加している者。

（全国大会）小学生名人、中学生名人、中学生選抜、高校選手権、高校竜王、学生名人、学生王将、アマ名人、アマ竜王、朝日アマ名人、アマ王将、赤旗名人、支部名人、R選手権（A級、B級含む）、シニア名人、その他全国大会と認められる大会とする。（女性の場合、上記に準じた女性のみ参加の全国大会）

第12条（会則の変更）

本会の会則を変更するときは役員会を開催し、会長を含む役員の過半数決議を必要とする。

第13条（その他協議等）

その他本会則規定外の不測事態が発生した場合等については役員が協議し、友好的にその処置に当たるものとする。

発効 令和7年1月1日
正棋会会長 野山知敬

会則改訂箇所：令和8年1月1日

第7条（会計）

表中「一般」に「大学生は入会金無し」と追記

会則改訂箇所：令和7年1月1日

第7条（会計）

表中「大学生以下」を「高校生以下」と修正

第8条（行事） ■他者主催大会の運営（2）

「朝日アマ名人戦」の後に「大阪府大会及び」を追記。

第11条（表彰）

（旧）正棋会常連者が全国大会で優勝した場合には金一封を添えて表彰する。

（新）正棋会常連者が全国大会で優勝、又は正棋会に多大な貢献をしたと役員の過半数が認めた場合には金一封を添えて表彰する。

会則改訂箇所：令和5年1月1日

第11条（表彰） 8行目～9行目

（追記）その他全国大会と認められる大会とする。

会則改訂箇所：令和3年1月1日

第8条（行事） 9～10行目

（旧） レーティング関西ブロック大会：クラス分けなしの予選、及びトーナメント大会とし、3月に行う。

（新） レーティング関西ブロック大会：クラス分けなしの予選、及びトーナメント大会とし、

原則として2月か3月に行う。

会則改訂箇所：令和2年1月1日

第7条（会計）

(追加) 表の下5行目に「また、既会員が新入会員を連れてきた場合、
その新入会員は
　　入会金無料とする。」を追加

第8条（行事）

(旧) 表中、2月が通常例会、3月がレーティング関西ブロック大会
(新) 2月の欄にレーティング関西ブロック大会、3月の欄に通常例会

(旧) ■他者主催大会において「3月：レーティング関西ブロック大会」
(新) 上記で、「1月～3月：レーティング関西ブロック大会」

第9条（会員規定）

(削除) 「3月のレーティング関西ブロック大会」において「3月の」を削除

以上

対局規定 (令和7年1月1日付)

1. クラス分け

(1) アマレンレーティングを採用し、通常例会では以下の通りとする。

レーティング 1900 点以上 : A 1

同 1899 点～1700 点 : A 2

同 1699 点～1500 点 : B 1

同 1499 点以下 : B 2

但し、B 2 クラス参加者が 6 名以下の場合は B 1 と調整する。

また、B 2 が 12 人以上のときは B 3 クラスを設定できる。

(2) レーティングを持っていない人は、本人の棋力申告を元に役員で協議のうえクラスを決定する。但し、棋力不明な人は A 2 とするが、そのときの例会成績により以下のとおり初期点数を決定する。

① 全敗のとき : (A 1) 1900 点 (A 2) 1700 点 (B 1) 1500 点 (B 2) 1300 点

② 全勝のとき : (A 1) 2100 点 (A 2) 1900 点 (B 1) 1700 点 (B 2) 1500 点

③ 上記以外 : (A 1) 2000 点 (A 2) 1800 点 (B 1) 1600 点 (B 2) 1400 点

(3) 奨励会員でレーティング点数を持っていない人、又は点数を持っているが新しく奨励会員になった人の初期点数は以下の通りとする。但し、下記点数に満たない対象者にも適用する。研修会の場合は④⑤の通りとする。

① 4級以下 : 2000 点

② 3級～1級 : 2100 点

③ 初段以上 : 2200 点

④ 研修会 B 2 以上 : 1900 点

⑤ 研修会 C 2～C 1 : 1800 点

なお、奨励会出身者も上記に準じる。

(4) 女流棋士で、レーティングを持っていない人、または 2000 点に満たない人の初期点数は 2000 点とする。

(5) 1月、7月の王将戦ではクラス分けせずに対局を行う。

2. 対局方法

- (1) 通常例会では参加者を前回の成績順位順に並べ、本人の前後 2 名及び 5 番目（クラス参加人数の真ん中から割り当てる）に記入した相手の計 5 局対戦する。ただし、クラス参加人数が奇数の場合は真中の人に 6 対局あてがって調整する。
(例：19人の場合は $(19 + 1) / 2 = 10$ 。即ち、10番目の人は 6 局指す。)
- (2) 通常例会は総平手、5 対局、持ち時間は原則として 25 分後秒読み 30 秒とする。
- (3) 王将戦、レーティング関西ブロック大会は予選 4 対局、3 勝以上を予選通過としてトーナメントを実施する。持ち時間は通常例会時に準ずるが人数の都合等により 20 分後秒読み 30 秒にするなど逐次決める。
- (4) 全局チェスクロック使用とし、後手の押しやすい位置に時計を置く。対局中は指したほうの手で時計のボタンを押す。
- (5) A1 と A2 クラスが共に奇数人数の場合、A2 のレーティング最上位者を A1 に繰り上げ、両クラスが偶数になるよう調整する。但し、当該 A2 最上位者の了解を得ることとし、了解無ければ次の上位者などで調整できる。
なお、A2 以下でも上記に準じて調整することができる。

3. 順位決定方法

- (1) 通常例会
各組とも勝ち星が 6 勝、5 勝、4 勝の者に賞金を出す。
- (2) 正棋会王将戦
予選通過後、トーナメントにて優勝者を決定する。王将戦優勝者は次の王将戦までの 5 ヶ月間例会会費免除の特典がある。
尚、正棋会王将 10 期獲得者は「正棋会永世王将」の称号を与え、賞を贈呈する。
- (3) レーティング関西ブロック大会
3 名の全国代表者を決定する。但し、同関西ブロック大会参加資格者は大阪、兵庫、京都、奈良各府県在住のアマチュアに限り、奨励会員は参加できない。
近畿 2 府 4 県の大会参加要領は以下の通り。
① 和歌山県在住者は和歌山県大会に出場する。（和歌山から 1 名全国代表）
② 滋賀県在住者は滋賀県大会に出場する。（滋賀から 1 名全国代表）

- ③ 大阪、兵庫、京都、奈良各府県在住者はレーティング関西ブロック大会に参加する。

4. 成績管理

- (1) 1局終了ごとに勝者が相手の分も含めて速やかに成績表に勝ち負けを記入する。
- (2) 毎月の例会終了後、役員からアマチュア将棋連盟に内容を報告し、レーティング計算結果をいただき、その結果を管理するものとする。

5. レーティング、殊勲賞

- (1) 正棋会における対局はすべてアマチュア将棋連盟の規定によるレーティング対象とする。
- (2) 対局が予定されているときの不戦敗は理由の如何を問わずレーティング計算の対象とする。(例会の残り対局や正棋会王将戦・レーティング関西ブロック大会の二日目など)
- (3) 通常例会当日、A1級においてアマ連公認レーティング300点以上の差がある相手に下位者が勝った場合は殊勲賞として500円を呈賞する。ただし、当日の勝った本人から役員への申告により有効とする。但し、下位者が奨励会員の場合には適用しない。
- (4) 通常例会以外の例会(正棋会王将戦、レーティング関西ブロック大会等)では予選対局において200点差以上の勝利を殊勲賞とし、500円呈賞するが、詳細は上記規則に準じる。

6. 千日手の処置

同一局面4回で両者合意のうえ千日手が成立する。先後を入れ替え、残り時間で指し直すこと。ただし、時計の位置はそのままとする。(時間設定が大変なため) 尚、3回目の千日手は後手番の勝ちとする。

7. 持将棋の処置

双方入玉の場合27点法に従い、点数の多い方を勝ちとする。ただし、同点の場合は後手の勝ちとする。持将棋になりそうな場合は役員まで申し出ること。(申し出は対局者でも観戦者でも良い) 一旦時計を中断し、その場で役員が協議し、判断する。

8. 反則手の処置

二歩、二手連手などは対局者が指摘し、相手が認めた時点で即負けとなる。ただし、観戦者はいかなる場合においても指摘しないようすること。あくまでも対局者の責任とする。その他トラブルが生じた場合は「中断」ボタンを押し、役員まで申し出ること。

9. その他

その他対局においてトラブルが生じたときは役員が協議しての処置に当たるものとする。

以上

会則改訂箇所：令和8年1月1日

1. クラス分け

(3) 最終行に「なお、奨励会出身者も上記に準じる。」を追記。

会則改訂箇所：令和7年1月1日

2. 対局方法

(2) 「30分」を「25分」に変更。

(3) 「25分」を「20分」に変更。

会則改訂箇所：令和5年1月1日

1. クラス分け

(2) にA1クラスの場合を追記。

(3) 奨励会員初段以上：2150点を2200点に修正。

(3) 研修会B2、C2、C1クラスの初期点数を追記。

2. 対局方法

(4) 対局中は指したほうの手で時計のボタンを押す。(追記)

6. 千日手の処置

「または同一局面3回」を削除。

会則改訂箇所：令和3年1月1日

(追記)

2. 対局方法

(5) A 1とA 2クラスが共に奇数人数の場合、A 2のレーティング最上位者をA 1に繰り上げ、両クラスが偶数になるよう調整する。但し、当該A 2最上位者の了解を得ることとし、了解無ければ次の上位者などで調整できる。

なお、A 2以下でも上記に準じて調整することができる。

以上